



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 人事委員会規則		
*13 職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則	 1
*14 職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則	 3
*15 職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則	 3
*16 人事記録に関する規則の一部を改正する規則	 4
*17 和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則	 4
*18 公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則	 5
○ 人事委員会告示		
*3 職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程	 5
*4 人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程	 8

人事委員会規則

和歌山県人事委員会規則第13号

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

目次中「任命の方法の一般的基準」を「任用」に、「第2条の2」を「第2条の2・第2条の3」に、「任用候補者」を「採用候補者及び昇任候補者」に、「第31条」を「第27条」に、「条件附採用」を「条件付採用」に、「第32条」を「第28条」に、「第33条—第34条の2」を「第29条—第30条の2」に、「第35条—第41条」を「第31条—第37条」に、「第42条」を「第38条」に改める。

第2条各号を次のように改める。

- (1) 採用 職員以外の者を職員の職に任命すること（法第22条第2項の規定による臨時的任用を除く。）。
 - (2) 昇任 職員をその職員が現に任命されている職より上位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること。
 - (3) 降任 職員をその職員が現に任命されている職より下位の職制上の段階に属する職員の職に任命すること。
 - (4) 転任 職員をその職員が現に任命されている職以外の職員の職に任命することであって前2号に定めるものに該当しないもの
 - (5) 標準職務遂行能力 職制上の段階の標準的な職（職員の職に限る。以下同じ。）の職務を遂行する上で発揮することが求められる能力として任命権者が定めるもの
- 「第2章 任命の方法の一般的基準」を「第2章 任用」に改める。

第2条の2の次に次の1条を加える。

（昇任のための競争試験又は選考の実施）

第2条の3 法第21条の4第1項で定める職は、次に掲げる職とする。

- (1) 警視の職

- (2) 警部の職
- (3) 警部補の職
- (4) 巡査部長の職

2 前項各号に規定する職への昇任は、第8条の規定により選考によることができる場合を除き、競争試験によるものとする。

第6条第1項中「、その他」を「その他」に改め、同条第2項第5号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿」に改める。

第7条後段を削り、同条第1号中「第211条第1項」を「第211条第3項」に、「係長」を「主査」に改め、同条第2号から第4号までの規定中「職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加える。

第8条後段を削り、同条第1号を削り、同条第2号中「職」の次に「(第4号に定める職であって警視に係るものを除く。)」を加え、同号を同条第1号とし、同条第3号中「職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同号を同条第2号とし、同条第4号中「職と」の次に「職務の複雑と責任の度が」を加え、同号を同条第3号とし、同条第5号を削り、同条第6号中「前5号」を「第2号及び前号」に改め、同号を同条第4号とする。

第9条中「任用候補者名簿」を「その職に係る採用候補者名簿又は昇任候補者名簿(以下「名簿」という。)」に改める。

第10条中「選考される者の当該職の職務の遂行能力の有無を選考の基準に基づいて」を「当該選考に係る職の属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該選考に係る職についての適性を有するかどうかを選考の基準に基づいて正確に」に改める。

「第5章 任用候補者」を「第5章 採用候補者及び昇任候補者」に改める。

第15条第1項中「任用候補者名簿(以下「」及び「」という。)」を削る。

第16条第2項を削る。

第17条中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者(以下「任用候補者」と総称する。)」に改め、「得点順に」を削る。

第18条第2号中「任用」を「採用又は昇任(以下「任用」と総称する。)」に改め、同条第3号中「身心」を「心身」に改め、同条第4号中「適確性」を「適格性」に改める。

第19条第3号中「としてその地位を失った」を「でなくなった」に改め、同条第4号中「第28条各号」を「第26条各号」に改め、同条第6号を同条第7号とし、同条第5号の次に次の1号を加える。

(6) 死亡した場合

第20条第1号中「条件付採用期間中」を「条件付採用期間中」に改める。

第22条第2号を削り、同条第3号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第23条第2項を削る。

第24条の見出し中「正規提示」を「提示」に改め、同条第1項中「名簿から任用すべき者の数に4人を加えた数(以下「正規の提示数」という。))の」を「当該名簿に記載されている者で」に改め、「当該名簿から高点順に」を削り、同項ただし書を削り、同条第2項中「正規の提示数に満たない」を「任用させるべき者の数よりも少ない」に、「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「同項の名簿から提示される者の次位以下に加えて正規の提示数に達するまで高点順に」を削り、同条第3項中「職務遂行の能力」を「属する職制上の段階の標準的な職に係る標準職務遂行能力及び当該職についての適性」に改め、「正規の提示数に達するまで高点順に」を削る。

第25条及び第26条を削る。

第27条第2項中「旨」を「届出」に改め、同条第3項中「届け」を「届出」に改め、同条を第25条とする。

第28条中「届け」を「届出」に改め、「できるまで、」の次に「前条第3項の規定にかかわらず、」を加え、同条第1号中「又は」を「、又は」に改め、同条第3号中「異っている」を「異なっている」に改め、

同条を第26条とする。

第29条を削る。

第30条中「前条の規定による」を「提示された任用候補者の中から職員を任命するための選択を行ったときは、当該」に改め、同条を第27条とする。

第31条を削る。

第6章中第32条を第28条とする。

第33条第3号中「、若しくは」を「の通知を受けた場合、」に、「第24条に規定する正規の提示数」を「任用すべき者の数に4人を加えた数」に改め、第7章中同条を第29条とし、第34条を第30条とし、第34条の2を第30条の2とする。

第8章中第35条を第31条とし、第36条を第32条とし、第37条を第33条とする。

第38条第5号中「附与される」を「付与される」に、「附加され」を「付加され」に改め、同条を第34条とする。

第39条第3号を同条第4号とし、同条第2号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員を降給させる場合

第40条中「第38条各号」を「第34条各号」に、「第39条各号」を「第35条各号」に改め、同条を第36条とし、第41条を第37条とする。

第9章中第42条を第38条とする。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第14号

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用に関する権限の委任に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の委任に関する規則（昭和41年和歌山県人事委員会規則第21号）の一部を次のように改正する。

第3条の次に次の1条を加える。

（警察官の昇任選考の委任）

第4条 警察官の昇任に関する選考を行う権限を警察本部長に委任する。

2 警察本部長は、職員の任用等に関する規則（昭和29年和歌山県人事委員会規則第2号）第8条第4号の規定により選考を行う場合は、その結果を人事委員会に報告しなければならない。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第15号

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則の一部を改正する規則

職員の分限に関する手続及び効果に関する規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

題名中「に関する手続及び効果」を削る。

第1条中「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」を「職員の分限に関する条例」に、「第7

条」を「第12条」に改める。

第6条中「第4条」を「第8条」に改め、同条を第7条とする。

第5条中「第3条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第4条中「第3条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第5条とし、第3条の次に次の1条を加える。

第4条 条例第3条第1号ア及びウ並びに第4条に定める人事委員会が定める措置とは、次の各号のいずれかに該当する措置とする。

- (1) 職員の上司等が注意又は指導を繰り返し行うこと。
- (2) 職員の転任その他の当該職員が従事する職務を見直すこと。
- (3) 職員の矯正を目的とした研修の受講を命ずること。
- (4) その他任命権者が職員の矯正のために必要と認める措置をとること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第16号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和31年和歌山県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「第4条第1項」を「次条第1項」に改め、同条第5号中「職員の分限に関する手続及び効果に関する条例」を「職員の分限に関する条例」に、「第2条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第6号中「勤務評定」を「人事評価」に改める。

第4条第1項中「（別記第1号様式）」を削り、同条第2項を次のように改める。

2 勤務記録カードには、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 職員番号
- (3) 生年月日
- (4) 性別
- (5) 現住所
- (6) 日本国籍の有無
- (7) 学歴
- (8) 資格
- (9) 研修
- (10) 異動記録（発令年月日、発令事項及び発令機関）
- (11) 前各号のほか、任命権者が必要と認める事項

第8条を削り、第9条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

別記第1号様式及び別記第2号様式を削る。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第17号

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

和歌山県人事委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

和歌山県人事委員会事務局組織規則（昭和27年和歌山県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第7号中「職階、」を削り、同条第22号を同条第23号とし、同条第21号を同条第22号とし、同条第20号を同条第21号とし、同条第19号中「研修及び勤務成績の評定」を「人事評価及び研修」に改め、同号を同条第20号とし、同条第18号を同条第19号とし、同条第17号を同条第18号とし、同条第16号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿及び昇任候補者名簿」に改め、同号を同条第17号とし、同条第15号を同条第16号とし、同条第14号を同条第15号とし、同条第13号の次に次の1号を加える。

(14) 人事評価の勧告に関すること。

第4条第6号を削り、同条第7号を同条第6号とし、同条第8号から第12号までを1号ずつ繰り上げ、同条第13号中「営利企業等の従事制限」を「営利企業への従事等の制限」に改め、同号を同条第12号とし、同号の次に次の1号を加える。

(13) 職員の退職管理に関すること。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会規則第18号

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成14年和歌山県人事委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1条例第2条第1項第1号に該当する団体の項中「和歌山県農業会議」を「一般社団法人和歌山県農業会議」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第3号

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守 屋 駿 二

職員の任用等に関する規則の実施規程の一部を改正する規程

職員の任用等に関する規則の実施規程（昭和29年和歌山県人事委員会告示第1号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「及び第8条第1号」を削り、「規定する」の次に「人事委員会が認める」を加え、「別表第1の職員格付表に掲げる」を「各任命権者が定める標準的な職のうち職務の複雑と責任の度が同号に規定する主査の職と同等以上と認められる」に改める。

第1条の2中「及び第8条第5号」を削る。

第2条を削る。

第2条の2第1項を削り、同条第2項中「警察官にあつては前項に規定するもののほか、次の者が昇任する職を含むものとする」を「規則第8条第4号に規定する職とは、警察官であつて、次の者が昇任する職をいう」に改め、同項に次の1号を加える。

(9) 前各号に規定するもののほか、特に人事委員会が競争試験によることが不相当であると認める職第2条の2第2項を同条第1項とし、同条を第2条とする。

第3条中「(職務の級の選考を除く。)」を削る。

第3条の2を削る。

第6条第1項中「任用候補者」を「採用候補者又は昇任候補者」に改め、同項第1号中「任用候補者名簿」を「採用候補者名簿又は昇任候補者名簿」に改める。

第7条第2号中「任用候補者提示請求書」を「採用(昇任)候補者提示請求書」に改め、同条第3号中「及び第25条並びに第26条」及び「(通知)」を削り、「任用候補者提示(通知)書」を「採用(昇任)候補者提示書」に改め、同条第4号中「第27条第1項」を「第25条第1項」に、「任用候補者」を「採用(昇任)候補者」に改め、同条第5号中「第27条第1項」を「第25条第1項」に改め、同条第6号中「第30条」を「第27条」に、「任用候補者選択結果通知書」を「採用(昇任)候補者選択結果通知書」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1 削除

別表第4中「(第2条の2関係)」を「(第2条関係)」に改める。

別表第5の(1)の表を次のように改める。

(1) 職員(警察官及び現業職を除く。)選考基準表

職 学歴	部長又は部長 相当職	次長又は次長 相当職	課長又は課長 相当職	課長補佐又は 課長補佐相当 職	主査又は主査 相当職	副主査、主事 若しくは技師 又は副主査、 主事若しくは 技師相当職
大学卒	15	12	9	6	3	0
短大卒	18	15	12	9	6	0
高校卒	21	18	15	12	9	0
中学卒	25	22	19	16	13	0

別表第5備考2中「選考基準表」の次に「第1号の職欄に掲げる数字は、学歴欄に掲げるそれぞれの学歴の資格を有する者が、当該職に採用されるための必要経験年数を示し、選考基準表第2号」を加え、同表備考12を同表備考13とし、同表備考11を同表備考12とし、同表備考10中「勤務成績」を「人事評価の結果」に改め、同表備考10を同表備考11とし、同表備考9中「第2条の2第2項」を「第2条」に改め、同表備考9を同表備考10とし、同表備考3から備考8までを同表備考4から備考9までとし、同表備考2の次に次のように加える。

3 選考基準表に掲げる職については、和歌山県行政組織規則(昭和63年和歌山県規則第19号)第211条第1項又は第3項に規定する部長、局長、課長、課長補佐、主査又は副主査の職及び同規則第216条に規定する主事若しくは技師の職並びにこれらに相当する各任命権者が定める標準的な職のうち職務の複雑と責任の度が同等と認められる職をいう。

別記第1号様式中「任用(採用、昇任)」を「採用(昇任)」に改め、

職 務 の 級		を
職 務 内 容		

職 務 内 容		に改める。
---------	--	-------

別記第2号様式中

職 務 の 級	
職 務 内 容	

を

職 務 内 容	
---------	--

に改め、

同様式 (注) を次のように改める。

(注) 本請求書は、2通作成の上、提出すること。

別記第3号様式中「勤務成績」を「人事評価」に改め、

職 務 の 級	
職 務 内 容	

を

職 務 内 容	
---------	--

に改める。

別記第5号様式中「任用候補者」を「採用 (昇任) 候補者」に改める。

別記第6号様式中「任用候補者」を「採用 (昇任) 候補者」に、「提示 (通知) に」を「提示に」、
「提示 (通知) します」を「提示します」に改め、同様式中

提示 (通知) 員数		
正 附	提示 (通知) 順位	得 点

を

提示員数	
提示順位	得 点

に改める。

別記第7号様式中「任用候補者」を「採用 (昇任) 候補者」に、「任 用 」を「採
用 (昇 任) 」に、「任用」を「採用 (昇任)」に、「任用候
補」を「採用 (昇任) 候補」に、「任用候補者名簿」を「採用 (昇任) 候補者名簿」に改める。

別記第8号様式中「任用候補者」を「採用（昇任）候補者」に、「任用」を「採用（昇任）」に、「任用候補者名簿」を「採用（昇任）候補者名簿」に改める。

別記第9号様式中「任用候補者」を「採用（昇任）候補者」に、「提示（通知）されました」を「提示されました」に、「任用候補者」を「採用（昇任）候補者」に、

選択結果	提示(通知)順位	得点

を

選択結果

に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

和歌山県人事委員会告示第4号

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成28年3月31日

和歌山県人事委員会委員長 守屋 駿 二

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程の一部を改正する規程

人事異動通知書の様式及び記載事項等に関する規程（昭和31年和歌山県人事委員会告示第4号）の一部を次のように改正する。

別紙第75号を別紙第77号とし、別紙第63号から第74号までを2号ずつ繰り下げ、別紙第62号中「(ケ)」を「(サ)」に改め、同号を別紙第64号とし、別紙第59号から第61号までを2号ずつ繰り下げ、別紙第58号中「(ケ)」を「(サ)」に改め、同号を別紙第60号とし、別紙第55号から第57号までを2号ずつ繰り下げ、別紙第54号中「(ケ)」を「(サ)」に改め、同号を別紙第56号とし、別紙第53号を別紙第55号とし、別紙第52号を別紙第54号とし、別紙第51号中「よつて」を「よって」に改め、同号を別紙第53号とし、別紙第19号から第50号までを2号ずつ繰り下げ、別紙第18号中「第24号、第28号及び第29号」を「第26号、第30号及び第31号」に改め、同号を別紙第20号とし、別紙第13号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、別紙第12号中「ク」を「コ」に改め、同号を別紙第14号とし、別紙第11号中「ク」を「コ」に改め、同号を別紙第13号とし、別紙第10号中「カ」を「ク」に、「キ」を「ケ」に改め、同号を別紙第12号とし、別紙第6号から第9号までを2号ずつ繰り下げ、別紙第5号中「オ」を「キ」に改め、同号を別紙第7号とし、別紙第4号を別紙第6号とし、別紙第3号の次に次の2号を加える。

4 降格させる場合

「ウのためエによりオに降格させる。カを給する。」と記入する。

（「オ」の記号は職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）、教育職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第52号）、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例

第21号) 及び市町村立学校職員の給与に関する条例(昭和28年和歌山県条例第53号)に規定する給料表(以下「給料表」という。)の職務の級を表示するものとし、「カ」の記号は給料表に規定する号給を表示する。以下同じ。)

5 降号する場合

「ウのためエにより降号する。オカを給する。」と記入する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。